

書面規制、押印、対面規制について

1. 書面規制

物理的な書面の作成、交付が要求されるものについて、オンライン手続により電子的に作成、交付できるようにすべきはないか。

- ① 物理的な書面の作成・交付が法令等で義務付けられているとされ、オンラインでの作成・交付が認められていないもの
例) 不動産取引における重要事項説明、定期建物賃貸借契約
介護事業の指定・報酬関連書類の提出
単独計算書類等の株主への提供 等
- ② 法令等で物理的な書面であることが求められていないが、交付・提出がオンライン化されていないために、事実上物理的な書面の作成、交付が義務付けられるもの
例) 行政機関向けの書面手続

2. 押印

- (1) 書面への押印を法令で求めるものについて、その必要性を検証した上で不要であれば廃止すべきではないか。また、必要とされた場合でも、電子署名によることが可能である旨を周知し、利用を促すべきではないか。

<参考>

○電子署名について

電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法、2001年4月1日施行）により、本人による電子署名が行われた電子文書は、押印のある文書と同様に扱われる（真正に成立したものと推定）

- (2) 書面への押印が法令で直接義務付けられていないが、行政機関の本人確認のためや、法令の遵守・執行にあたって慣行上押印が求められているものについて、その必要性を検証した上で、不要であれば廃止すべきではないか。押印に代わる本人確認の方法を検討することも必要ではないか。

- ① 行政機関等に提出する書類における本人確認のために押印が求められているもの
例) 補助金申請書類に要求される押印

保育所入所申請時に住民が提出する就労証明書（勤務先の押印が必要）

② 法令の遵守・執行にあたって慣行上押印が求められているもの

例) 金融機関等への提出書類における本人確認
介護関係書類等

(3) 契約書面等の書面の真正性担保などの観点から、押印が商慣習として定着しているものについて、民間事業者としても、その必要性を検証した上で、不要であれば廃止すべきではないか。また、必要なものについては、電子署名や民間事業者の提供する簡易な電子認証サービスの利用を促すべきではないか。

例) 売買契約、借用書、請負契約等契約書面、請求書、納品書、領収書

(4) 稟議や決裁等の社内手続における押印など、組織内規定や商慣習として行われているものについては、社会全体として見直しの機運を醸成していくべきではないか。

例) 社内回覧・稟議、就職活動時の履歴書、契印・割印、出勤簿への押印

3. 対面規制

対面での対応が法令上要求されているものについて、オンライン等による対応を認めるべきではないか。

例) オンライン・電話による診療、遠隔教育（すでに緊急対応として実施）
株主総会の取り扱い